

看護休暇拡大しました!!

17年度の退職手当引き下げ阻止のとりくみの中で、引下げそのものを撤回させることはできませんでしたが、1年先延ばしと、勤務意欲策として看護休暇の拡大（4月1日より実施）を勝ち取りました。

1 改正の趣旨

問 今回の改正を行った趣旨は。

答 少子高齢化の急速な進行に伴い、職員が父母の看護や介護を行う機会が増しており、今後も一層増加することが見込まれること、また、働き方改革の推進が社会的な課題となっていることなどを踏まえ、職員が仕事と家庭の両立を図り、安心して職務に専念することができるよう見直しを行ったものです。

2 改正の内容

問 どのような改正を行ったのか。

答 これまで、子を看護する場合のみが休暇取得の対象でしたが、「配偶者、父母、配偶者の父母」の看護を行う場合も休暇取得の対象としました。

なお、取得日数については、これまでと同様（5日（養育する子が2人以上の場合は10日））ですが、10日の休暇を付与される職員であっても、配偶者、父母及び配偶者の父母の看護のために取得できる日数は5日が上限となります。

【変更点】

	改正前	改正後
	子の看護休暇	子等の看護休暇
対象家族	15歳の年度末までの子	15歳の年度末までの子、 配偶者（内縁関係にある者を含む）、父母、配偶者の父母
日数	5日（子が2人以上の場合10日）	5日（子が2人以上の場合10日） うち子以外の対象家族の看護のための取得は5日が上限
取得事由	①負傷し、疾病にかかった子の世話 ②学級閉鎖等の時に行う子の世話	①負傷し、疾病にかかった対象家族の世話②学級閉鎖等の時に行う子の世話
休暇の単位	1日又は1時間	1日又は1時間

3 対象となる子の範囲

問 「養育する子」には、養子は含まれるのか。

答 「養育する子」には、職員が養育する実子のほか、養子及び配偶者の子を含みます。また、里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託された者をいう。）や特別養子縁組（当該特別養子縁組の請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）の監護期間中の子を含みます。